

難病及び小児慢性特定疾病の新たな医療費助成制度について

1 概要

難病及び小児慢性特定疾病（以下「小慢」という。）の患者に対する医療費助成に関しては、これまで法律に基づかない予算事業（特定疾患治療研究事業）として実施されてきたが、平成26年5月の「難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病医療法」という。）」及び改正児童福祉法の成立により、平成27年1月から新たな医療費助成制度が実施された。

2 実施時期

平成27年1月1日

3 主な変更点

- 対象疾病を拡大（難病56疾病→約300疾病、小慢514疾病→705疾病）
- 健康保険適用後の自己負担割合を3割から2割に軽減
- 現行制度で自己負担のない重症患者及び市町村民税非課税世帯においても自己負担が発生
- 高額な医療が長期的に継続（月5万円を超える月が年間6回以上）する患者及び人工呼吸器等装着者に対しては自己負担上限額を軽減
- 既認定者に対しては3年間自己負担上限額を軽減する経過措置

4 対象人数

	全国	文京区
難病	約78万人 ⇒ 約150万人	1,863人 ⇒ 約3,580人 ※
小慢	約11万人 ⇒ 約15万人	103人 ⇒ 約140人 ※

※全国の増加率を基準に算定した推定値

5 これまでの経過

平成26年 5月23日	難病医療法及び改正児童福祉法 成立
平成26年10月 1日	難病既認定者の申請受付開始
平成26年10月15日	小慢既認定者の申請受付開始
平成26年10月21日	難病第1次分対象疾病（110疾病） 告示
平成26年11月14日	小慢新規対象者 受付開始
平成26年12月	難病新規対象者 受付開始、小慢対象疾病 告示
平成27年 1月	難病医療法及び改正児童福祉法 施行 難病第1次分対象疾病及び小慢対象疾病 助成開始

6 今後のスケジュール

平成27年 春	難病第2次分対象疾病（約190疾病） 告示
平成27年 夏	難病第2次分対象疾病 助成開始

7 区民等への周知

区報ぶんきょう（11月10日号）及び区ホームページにて周知